



KEN-KYO.COM



北見建設業協会 R7・12・19 発行

冬季の労災防止、安全対策をチェック

11月25日、現場安全パトロールが実施された。現場では重機オペレーターとのグーパー運動の徹底や冬季用のヒヤリマップの作成などを確認し良好な安全対策がなされていた。現場を提供していただいた北辰土建現場代理人さんに感謝申し上げます。





12月の動向

12月22日 市幹部と意見交換会 13:30

12月22日(月) 第10回 理事会

お知らせ

建設会館の休館日

12月27日～1月5日まで

月下独酌

▼2025年12月の臨時国会で約18.3兆円規模の補正予算案が衆参両院で可決・成立した。これは自民党+維新だけでなく、国民民主党や公明党などの賛成も得て成立した。▼国会終盤にきて維新との連立の「脆弱性」が露呈した。維新側が最重要政策として掲げてきた「衆議院議員定数の1割削減」について、今国会での成立を目指していたものの、審議入りすらできず継続審査に。来年通常国会にも持ち越しとなった。このため、維新は「連立の大きな目的」を達成できておらず、成果らしい成果が少ない状態だ。維新にとっての「看板政策」が実行できないまま予算成立の実績だけが先行しているため、与党内で「連立メリットが見えづらい」という不満・脆弱性が出ている。また、“連立の実体”が曖昧な点であるが現在の与党の議席構成は自民+維新だけでは衆院・参院ともに安定多数にならない。つまり、「維新とだけ組んでいれば大丈夫」という基盤ではなく、国民民主・公明の協力も欠かせず、しばしば別の野党の票に依存する形だ。これは連立としての基盤が弱いことを示している。▼これまでの維新の立ち位置を見ると、閣内協力の立場をとるといざというとき責任を負わなければならない。自分たちは安全な場所から石を投げていれば気が楽だという思惑がどこかにあるのだろう。じやあ解散したらという意見もあるが高市総理は簡単に政局に乗る人物ではない。今は前任者の積み残しの仕事を一日も早く片づけて、自分の政策実現のために来年度の新予算成立に向けて全力を傾けるのだろう。解散はそれからだ。

▼今年も残すところあとわずか。一年お付き合いくださいましてありがとうございました。皆様良いお年をお迎えください。
(郷記)



Kensetsu News

2025/11/07 国交省建設業政策勉強会／人的資源の在り方に焦点／教育・配置や重層・繁閑解消も議題

【建設工業新聞 11月 7日 1面記事掲載】

建設業政策の次なる展開を模索する国土交通省の有識者会議で、企業経営の目線から建設業の人的資源の在り方に焦点を当てた議論が始まった。処遇改善や働き方改革を通じて手確保を目指す従来の取り組みにとどまらず、建設業で働く人材の「教育」「配置」「就業環境整備」などに視野を広げ、政策的対応の方向性を模索する。人的資源の有効活用という観点で、重層下請構造や仕事量の繁閑差も課題に挙げる。これらの業界特性に起因する弊害を軽減する経営の在り方も議題となりそうだ。

5日に東京・霞が関の国交省内で「今後の建設業政策のあり方に関する勉強会」の4回目の会合を開いた。次回を含めた2回の会合で、人的資源の在り方を深掘りする。

非公開で行われた議論の前に、楠田幹人不動産・建設経済局長は、労働人口の減少や高齢化がさらに進展する中、従来の人材確保策だけでなく「今、働く方が最大限活躍できる職場づくりや、未来の担い手が働きたいと思える職場づくりが必要だ」と訴えた。技術者・技能者の現場従事者を中心とした業界全体での教育体制、転勤・人事異動や現場配置の在り方を考え直す必要性を示唆した。

重層下請構造を巡っては、国交省が本年度実施した実態調査の結果を一部紹介。主に元請目線で品質面、下請目線で報酬面の課題が指摘されている状況を説明した。業界内には年間を通じた仕事量の繁閑差を大きな課題と認識する向きもある。これらの業界特性について楠田局長は「建設業の人的資源の在り方をより困難にしている側面も否定できない」とし、是正を目指す考えを示した。

楠田局長は、女性や若者に選ばれる業界・企業に向け、DXの進展やAIなどの普及を前提に「どのようなスキルを持つ人材が求められるかも検討する必要がある」と問題提起。建設業の採用戦略で従来は想定されていなかったような人材を業界に招き入れる必要性も指摘した。最新動向の話題提供で建設業向けのDXサービスなどを展開するクラフトバンクとフォトラクションの関係者が臨時委員として出席した。

2025/11/17 改正業法、12月12日全面施行閣議決定／労務費見積もり規制など発効

【建設工業新聞 11月 17日 1面記事掲載】

改正建設業法・公共工事入札契約適正化法（入契法）が12月12日に全面施行することが正

式決定した。「労務費に関する基準（標準労務費）」をベースとした著しく低い労務費の見積もり・契約規制が発効となる。受注者による「不当に低い請負代金」と「著しく短い工期」も新たに禁止する。施行日を目標とし、中央建設業審議会（中建審）による標準労務費の勧告や、国土交通省による法令順守のためのガイドライン類の公表など残る準備が進む。

政府が14日、改正法の一部規定を定める政令を閣議決定した。政令では労務費の見積もり規制に発注者が違反した場合、国交大臣などの勧告・公表の対象とする請負契約の範囲も明確化。

「建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額」が500万円未満（建築一式工事は1500万円未満）の請負契約を勧告対象から除外し、個人住宅の新築やリフォームを発注する一般の消費者への影響を最小限にとどめる。

国交省は改正法に関連する省令案も公表済みで、改正法の規定の全面施行に向けた法令上の位置付けはほぼ確定した。省令案では労務費や材料費に併せて法定福利費や安全衛生経費を見積もり規制の対象とすることなどを定めている。

2025/12/04 国土交通省 中央建設業審議会総会を開催 労務費の基準案を承認、経審は社会性評点改正へ

2025年12月2日 国土交通省 中央建設業審議会総会が開催され、今月12日の第三次・扱い手3法の全面施行に向けて、労務費に関する基準案、建設工事標準請負契約約款・経営事項審査の改正の方向性について議論がなされた。

審議会の冒頭、楠田不動産・建設経済局長は挨拶で、「建設業は扱い手の長期的な減少や主要資材の高止まりといった危機に直面しているが、見方を変えれば、これまでの取引慣行を根本から改め、賃上げ環境の整備や価格転嫁対策の徹底を実現する絶好の機会だ」と述べられた。

1. 労務費に関する基準（案）について【審議】
2. 建設工事標準請負契約約款の改正について【審議】
3. 経営事項審査の改正について【審議】
4. 最近の建設行政の動向について【報告】

1. 労務費に関する基準（案）について【審議】

中建審のワーキンググループでの11回の議論によって作成された「労務費に関する基準（案）」について、審議・承認された。

適性な労務費の考え方方が示された。

職種分野別の労務費の基準値が今後国土交通省より公開される予定で、今月12日の施行段階で

は13職種について基準値が公開される。

「建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費 (=適正な労務費)」の考え方

・技能者の賃金水準について、まずは早急に公共工事設計労務単価水準並とし、**他産業並以上への処遇改善を実現**することを目指す。

・この水準の賃金支払いに必要な原資を、公共工事・民間工事を通じて確保するため、**「適正な労務費」を公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準とする。**

(高い技能を持つ技能者が施工する必要がある場合等においては、受注者側が労務単価を割り増して見積り、価格交渉により必要な労務費を確保。)

通常必要と認められる労務費 = 適正な労務費

$$= \text{設計労務単価} \times \text{労働時間}$$

$$= \text{設計労務単価} \times \text{歩掛} \times \text{数量}$$

- 労務単価**については、**設計労務単価を下回る水準を設定しないこと**、**歩掛**については、当該工事の施工条件・作業内容等に照らして、**受注者として責任を持って施工できる水準を計算して設定**することが必要。
- 個々の請負契約における**適正な労務費確保の円滑化**のため、別途、国土交通省が、職種分野別に、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の、本基準を踏まえた**適正な労務費の具体値**を、「**労務単価×歩掛**」の「**単位施工量当たり労務費**」の形で**「基準値」として公表**。

4

基準値のフォーマット

※建築工事の原則パターン

工事の種類		対象工事			「労務費の基準値」の前提となる標準的な規格・仕様	
標準的な規格・仕様	□□□				歩掛と設計労務単価から算出した「労務費の基準値」	
×××の種類	××					
△△△の種類	△△△					
万円換算の基準値(例)		1,754(円/m ²) (例)				
内訳		職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 ×設計労務単価 (円/m ²)	
●●工		0.05	30,000	1,500.00		
■■■作業員		0.01	25,400	254.00		
合計				1,754.00		
計算式 労務費単価 = 令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価(東京)による 施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (内訳の各歩掛 × 各単価) は、職種別だけではなく、施工単位当たり歩掛け合計の単価から算出した参考値である。 [内訳の歩掛の作業内容] □□□における作業・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業 [作業] ●作業は以下の通り。 ×××の種類は、××× △△△の種類は、△△△ ▲▲▲が必要な場合は別途記載する。 [職種] 職種は以下の通り。 ×××の種類は、××× △△△の種類は、△△△ ▲▲▲が必要な場合は別途記載する。 なお、上記条件と異なる場合には、個々の建設工事の実態に即して、適切な補正を行つ必要がある。						
計算式 計算に使用した設計労務単価と歩掛けの詳細 計算式 日当たり作業量 (参考値) (m ² /人・日) ×1=0.06 人・日/m ² ×2=0.06 人・日/m ² 施工単位当たり歩掛けの合計 見積・価格交渉等の場面における留意点 (職種別意見交換会において検討し、その結果を反映した内容を記載)						

基準値(案)の例

職種分野	基準値	適用条件等
鉄筋工事 (建築)	71,472円/t	代表的な歩掛けの作業内容： 建築構造物等の鉄筋の工場加工及び現場組立、コンクリート打設時における合計 属性： RCラーメン構造、階高3.5～4.0m程度、形状単純 等
型枠工事 (建築)	5,291円/m ²	代表的な歩掛けの作業内容： 建築構造物等の合板型枠の加工及び組立、コンクリート打設時の合計 属性： 普通型枠合板、ラーメン構造・地上部、階高3.5～4.0m程度 等

※職種分野別に代表的な基準値(東京都の例)を例示
 ※基準値は個別の請負契約においてそのまま適用できるものではなく、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、具体的な作業内容や施工条件等を踏まえ、基準値を補正して労務費を算出する必要がある。

上記、鉄筋、型枠のほか、左宮、潜かる、橋梁、造園等の職種分野において基準値の作成に向け調整中

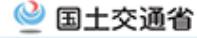
5

また、契約段階及び支払い段階において実効性確保策が講じられる。



以下の「労務費に関する基準（案）」が示され、承認された。

労務費に関する基準(案) 概要



- 「労務費に関する基準」は、個々の技能者に、その経験・技能に応じた適正賃金が支払われるようにするため、公共工事・民間工事を問わず、発注者から技能者を雇用する建設業者までの全ての取引段階における建設工事の請負契約において、適正な労務費（賃金の原資）を確保することを目指すものである。

第1章 総論	第3章 本基準の実効性を確保するための施策
(1) 背景	(1) 実効性確保策の全体像
(2) 改正建設業法等における処遇改善に係る主な措置	(2) 契約段階において適正な労務費等を確保するための取組
(3) 労務費に関する基準の作成及び勧告に係る検討	<ul style="list-style-type: none"> ①基本的な考え方 ②労務費と併せて確保することが必要な経費の整理 ③労務費等を内訳明示した見積書の提出の促進 ④自主宣言制度による技能者の処遇改善を進める事業者の見える化 ⑤本基準を著しく下回る見積り・契約への指導・監督
第2章 建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費	(3) 支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組
(1) 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ①基本的な考え方 ②コミットメント制度を通じた適正な支払いの担保 ③技能者通報制度による適正でない賃金支払いの情報提供 ④労務費・賃金の支払い態様が悪質な事業者の見える化
(2) 職種分野別の基準値	(4) 公共工事における上乗せの取組
<ul style="list-style-type: none"> ①基準値の位置づけ ②基準値の定め方 ③基準値の決定と改定の手続き 	
第4章 その他	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 材料費等記載見積書に内訳明示する経費のうち、労務費以外のものの見積りに係る取扱い (2) 通常必要と認められる額を著しく下回る労務費等と疑われる場合の対応 (3) 基準の見直し 	
第5章 結びに	

1

2. 建設工事標準請負契約約款の改正について【審議】

建設工事標準請負契約約款においては、第三次・担い手3法を踏まえた内容と、その他の改正を予定している。

以下の改正内容について審議、承認された。

改正の概要

1. 第三次・担い手3法を踏まえた対応

(1)請負代金内訳書に明示する項目の追加

- 請負代金内訳書に明示する項目として、材料費、労務費、安全衛生経費、建退共掛金を追加
【公共・民間(甲・乙)・下請】
※現在は法定福利費(事業主負担分)のみ規定

(2)コミットメント条項の新設

- 「労務費に関する基準」の実効性確保策として、労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示に関する条項(コミットメント条項)を新設【公共・民間(甲・乙)・下請】
※契約当事者が任意で利用できる選択条項として規定

(3)契約変更協議に関する規定の追加

- 契約変更(工期・請負代金額)の請求ができる場合として、主要な資材の供給の著しい減少その他の工期に影響を及ぼす事象、資材の価格の高騰その他の請負代金額に影響を及ぼす事象が発生したケースを追加【民間(甲・乙)・下請】
- 協議の申出や誠実協議に関する規定を追加【民間(甲・乙)・下請】
- 適切な価格転嫁による適切な請負代金の設定がなされるよう、請負代金の変更について価格等の変動を考慮する旨の規定を追加【民間(甲・乙)・下請】

2. その他改正

(1)前払金の使途に関する規定の見直し【公共】

(2)暴力団排除条項の追加【民間(甲・乙)・下請】

(3)その他社会情勢に応じた見直し【公共】

6

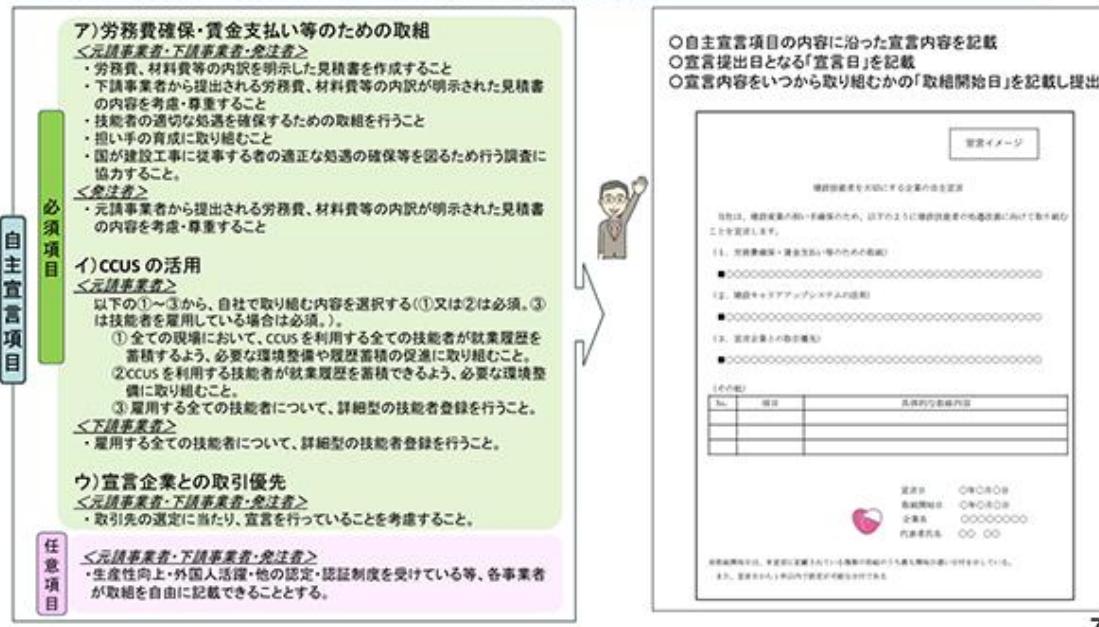
3. 経営事項審査の改正について【審議】

経営事項審査においては以下の3点の改正内容について審議、承認された。

(1)「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に係る評価項目追加と点数配分の見直し
今月12日より、労務費確保・賃金支払い等のための取組やCCUSの活用、宣言企業との取引優先を宣言する「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」が開始となる。

建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度について

- 自主宣言制度とは、建設企業が技能者の待遇改善の取組等を宣言し、それを可視化させることで評価を可能にすることにより、受注機会の確保等につなげることを目的とした制度。
 - 自主宣言制度は令和7年12月12日(予定)より申請受付開始



7

それに伴い、新たに「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」についての加点項目を追加し、合わせて点数配分の見直しが行われる。

概要

【加点措置の要件】

- 審査基準日(※)が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されていること。

【誓約内容】

- 自主宣言において設定した「取組開始日」以降において、宣言した取組を行う(行っている)旨の誓約

点数配分の見直し

	W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	W1-11 「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言状況
	民間工事を含む全ての建設工事	全ての公共工事
現行	15点	10点
改正案	10点	5点 (新設)

※経営事項審査の申請をする日の直前の事業年度の終了の日

(2) 「建設機械の保有状況」の改正方針 (W7)

建設業者向けアンケートにおいて災害時における一定の活用実績が確認され、かつ、令和6年能登半島地震において活用実績が確認された建設機械のうち、定期検査による稼働確認等が可能な

「不整地運搬車」「アスファルトフィニッシャー」を加点対象機械として追加する。



10

（3）「社会保険加入に関する評価項目（W1-1～W1-3）」の削除

令和2年10月に建設業許可の要件に社会保険の加入が追加されてから5年が経過し、建設業許可の更新期間は5年であることから、本年10月以降に建設業許可を保有する建設業者は社会保険加入を満たしていることになる。

したがって、経営事項審査において改めて社会保険加入有無を確認する必要性が乏しいことから、審査項目から削除する。

W1:建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

W1-1～W1-3

項目	評点
雇用保険の未加入(W1-1)	-40
健康保険の未加入(W1-2)	-40
厚生年金保険の未加入(W1-3)	-40

審査項目から削除

4. 最近の建設行政の動向について【報告】

最近の建設行政の動向として、主に以下の内容が報告された。

（1）令和8年度予算のポイント

令和8年度予算概算要求のポイント

1. 国費総額

(1) 一般会計 7兆812億円(1.19倍)

公共事業関係費	6兆2,820億円(1.19倍)
○一般公共事業費	6兆2,403億円(1.19倍)
○災害復旧等	416億円(1.00倍)
非公共事業	7,992億円(1.18倍)
○その他施設費	873億円(1.49倍)
○行政経費	7,119億円(1.15倍)

(2) 東日本大震災復興特別会計 367億円(0.60倍)

2. 財政投融資 1兆6,413億円(1.23倍)

事項要求

- 下記項目については、事項要求を行い、予算編成過程で検討する。
 - ・ 第1次国土強靭化実施中期計画に基づく取組の推進に必要な経費
 - ・ 労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮した公共事業等の実施に必要な経費
 - ・ 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の新規着工に要する経費
 - ・ 一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しに係る大臣間合意を踏まえた更なる増額
 - ・ 日米協力を踏まえた造船についての強靭なサプライチェーンの構築に必要な経費

1

(2) 「強い経済」を実現する総合経済対策、令和7年度の補正予算のポイント

「強い経済」を実現する総合経済対策(建設業関係)

第2章 「強い日本経済実現」に向けた具体的施策
第1節 生活の安全保障・物価高への対応「『強い経済』を実現する総合経済対策」
について(R7.11.21閣議決定)抜粋

1. 足元の物価高への対応

(3) 物価上昇を踏まえた官公需の価格転嫁の徹底(p.8)

- 国又は地方公共団体から民間への請負契約等の官公需においても、物価上昇等を踏まえた単価の見直しを行う。国又は地方公共団体は、**単価、発注における予定価格等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるよう、必要となる予算を確保する**(略)。また、公共事業等については、労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら**適切な価格転嫁を図りつつ、必要な事業量を確保し、社会資本整備を着実に進める**。

2. 地方の伸び代の活用と暮らしの安定

(1) 地域の生活環境を支える基幹産業の支援・活性化

(暮らし等に関わるDXの推進)(p.8)※デジタル庁一括上预算関係

- **ガバメントクラウド、ガバメントソリューションサービス等の整備を着実に進める。**自治体情報システム標準化・共通化、**ガバメントクラウドへの移行を進めるとともに、移行後の運用経費の増加への対応を含めて、安定的な運用のために必要な措置を講じる。**ベース・レジストリの整備の促進、公金受取口座の登録・利用を推進する。

(2) 地域の世界をリードする技術・ビジネスの創出

(地域の持続性を高めて魅力を発揮するインフラ整備・まちづくり)(p.16)

- **…インフラの持続可能性を高める…、まちづくり・防災の高度化やイノベーション創出に資する「建築・都市のDX」の取組を加速する。**PPP/PFIについて、インフラ老朽化や人手不足が進行する中で持続可能なインフラマネジメントを実現するため、物価変動リスクへの適切な対応や、インフラ老朽化対策等に資する案件形成のための支援を実施する。

3. 中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備

(2) 価格転嫁の徹底、中小企業等の稼ぐ力の強化・省力化投資

(持続的・構造的賃上げに向けた生産性向上等の支援)(p.26)

- **建設産業について、2025年12月施行の第三次・扱い手3法を着実に実行し、労務費の行き渡りの実効性確保や入職拡大に向けた魅力発信や災害対応力強化にも資するICT技術の活用等に取り組む。**

第2節 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現

4. 防災・減災・国土強靭化の推進

(2) 令和の国土強靭化の実現(p.41-42)

- **…「国土強靭化基本計画」に基づき、令和の国土強靭化対策を進めていく。**
「第1次国土強靭化実施中期計画」に基づく取組を着実に推進するとともに、安定財源確保方策の具体的な検討を行う。労務費や資材価格の高騰の影響等を考慮しながら、**初年度については令和7年度補正予算から必要かつ十分な額を措置する。**

3

令和7年度国土交通省関係補正予算のポイント



公共事業

2兆 873億円^{※1}

(R6補正 1兆9,126億円、R6補正1.09倍、1,748億円増額)

○うち国土強靭化(実施中期計画)

1兆2,346億円(R6補正 9,131^{※2}億円、R6補正1.35倍、3,214億円増額)

非公共事業

3,943億円

(R6補正 3,352億円、R6補正1.18倍、591億円増額)

○国土強靭化(実施中期計画)

240億円

○造船業の再生に向けた支援策

1,204億円

○「交通空白」の解消等に向けた地域公共交通
のリ・デザインの全面展開

352億円

※上記の他、鉄道局計上分 50億円の内数、観光庁計上分 78億円の内数

○高速道路料金の大口・多頻度割引の拡充措置の延長

78億円

○持続可能な観光の推進

225億円

○海上保安能力の強化等

710億円

※公共も含めると793億円

等

合計(デジタル庁一括計上分124億円を含む)

2兆4,817億円

(R6補正 2兆2,478億円、R6補正1.10倍、2,339億円増額)

一般会計から自動車安全特別会計への繰り戻し5,741億円を含んだ場合の合計 3兆 557億円

(R6補正 2兆2,478億円、R6補正1.36倍、8,080億円増額)

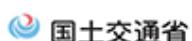
※1.公共事業の計数には、GX経済移行債750億円(環境省事業、国土交通省と環境省で連携して実施)を含む。

※2.「国土強靭化緊急対応枠(2,467億円)を含めた「5か年加速化対策」の額である。

※3.上記の他に、財政投融資(156億円)がある。

4

令和7年度補正予算(建設業関係抜粋)

「令和7年度 国土交通省関係補正予算
の概要」(R7.11.28公表資料)より抜粋

I. 生活の安全保障・物価高への対応

3. 中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備

(1) 価格転嫁の徹底、中小企業等の稼ぐ力の強化・省力化投資

・持続的・構造的賃上げに向けた生産性向上等の支援

①建設産業・不動産業・運輸業の持続的成長のための市場環境整備等

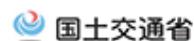
非公共事業費 国費 715百万円

建設産業について、2025年12月施行の第三次・担い手3法を着実に実行し、労務費の行き渡りの実効性確保、入職拡大に向けた魅力発信や災害対応力強化にも資するICT技術の活用等を推進。不動産業について、省力化による地域の事業者の生産性向上等を通じた稼ぐ力の強化を推進。(略)

5

(3) 建設分野の外国人材育成・確保あり方検討会 取りまとめ

建設分野の外国人材育成・確保あり方検討会 取りまとめ（令和7年11月）



外国人材の適正かつ円滑な受入れに向け、育成就労制度の施行等に伴う詳細な制度設計から中長期的なキャリアパスの構築、外国人共生の取組等、幅広い論点を議論し、その成果を取りまとめ。

1. 外国人技能者

育成就労制度の施行等に伴う事項

育成就労	<ul style="list-style-type: none"> 【転籍制限】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 転籍制限期間：当面2年とし、将来的には1年を目指す ○ 待遇向上策（昇給率等）：建設業の前年の平均賃金の上昇率以上の昇給率 ○ 日本語水準：A1相当とA2相当の間の一定のレベル（A2.1） 【分野別協議会】 <ul style="list-style-type: none"> ○ JAC所属企業は加入了ものとみなす ○ その他企業のみ分野別協議会への加入を義務付け 【上乗せ措置】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の技術実習の上乗せ措置を基本的に踏襲。ただし、労働安全衛生対策の基準を追加 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 受入企業：建設業許可、CCUS登録 ▪ 過渡：月給制、書面交付、CCUS登録 ▪ 受入枠：常勤職員以下（優良企業に緩和措置） ▪ 労働安全衛生対策：入社後講習のオリエンテーション等 【在籍型出向】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本人も含めた建設分野全体における整理を踏まえつつ、引き継ぎ検討 【上乗せ措置】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の特定技能の上乗せ措置を基本的に踏襲。ただし、受入枠の緩和措置を導入。労働安全衛生対策の基準を追加 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 受入企業：建設業許可、CCUS登録、FITS巡回指導 ▪ 過渡：月給制、書面交付、CCUS登録 ▪ 受入枠：常勤職員以下（優良企業に緩和措置） ▪ 労働安全衛生対策：受入後講習のオリエンテーション等 【その他】 <ul style="list-style-type: none"> ○ ルールに従わない企業に対し、受入計画認定取消し以外のペナルティ（社名公表や新規受入停止等）を検討 ○ 登録支援機関名を受入計画の記載事項に追加
------	--

中長期的なキャリアパスの構築

- 「外国人就労管理システム」を、出入国在留管理庁の在留情報や建設キャリアアップシステム(CCUS)と連携
- CCUSカードリーダーの導入等に対する支援の創設やCCUSの登録手数料に対する支援の拡充（JAC）
- 建設分野全体で策定する「育成・キャリア形成プログラム」を踏まえた、「キャリア育成プラン」の策定・運用

2. 外国人技術者

- 海外合同就職説明会等の開催等を通じて、外国人技術者を確保する取組の継続
- 一定の技能等を有する特定技能外国人が施工管理等を担うことの可否の検討

3. 建設分野の外国人共生の取組

- 「外国人材とつくる建設未来賞」等の実施に加え、以下を充実

【教育支援の充実】

- 無料日本語講座の拡充、日本社会の理解促進プログラムの提供、日本人従業員向け外国人共生講座の拡充等（JAC, FITS）

【生活面の支援】

- 医療受診サポートの提供、日常生活トラブルに対応した損害賠償保険への加入支援の提供、母国語ホットラインの拡充（JAC, FITS）

【地域社会との協働】

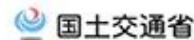
- 受入企業等による優良な事例の収集・抽出・横展開（JAC等）

- 業界全体での取組の輪の拡大

12

(4) 国土交通大臣と建設業団体の意見交換会の概要

国土交通大臣と建設業団体の意見交換会（R7.9.11）



開催概要

日 時：令和7年9月11日 16:00～17:00

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ：令和8年度概算要求、建設業の賃金引上げ、生産性向上等の推進に向けた取組 等

- 活発な民間投資に応えながら公共工事予算の執行が順調であることなどから、土分な施工余力があることについて再確認。
- 2月に行われた車座の場で申し合わせた賃金引上げや生産性向上への対応については、官民一体となって取組を進めていることを確認。
- その他、猛暑に対応した働き方や外国人材の確保・育成に向けた取組について議論。

【前回（令和7年2月）の申し合わせ】

- 技能者の賃上げについて、民間工事も含め、「おおむね6%の上昇」を目標とし、その達成のための取組を強力に推進すること
- 生産性向上について、省力化投資促進プランも踏まえ、各団体において、具体的な目標・期限を定めた計画を早急に策定し、業種・職種に応じた効果的な取組を推進すること



13

(5) 電子申請システムのリニューアルについて（令和7年10月～）

1 電子申請システムのリニューアルについて（令和7年10月～）

建退共

	これまで	リニューアル後
電子申請 (掛金納付)	就労実績報告作成ツール（以下「就労ツール」）と電子申請専用サイト（以下「専用サイト」）の二つのシステムで登録	就労ツールを使わず、専用サイトで全ての手続きが完結
	元請下請間や就労ツールと専用サイト間でデータの受渡し（授受）が発生	専用サイトですべての操作が可能となり、データファイルの受渡しが不要
	元請と下請間のやり取りや確認に時間を要する	元請も下請も内容や作業状態をリアルタイムに確認が可能
	データチェックに2営業日必要	当日中にデータチェックが可能
CCUSとの連携	CCUSから「現場・契約情報」や「就業履歴」ファイルをダウンロードし、専用サイトに登録するなど、複数回の手作業が発生	CCUSからデータを自動連携することにより手続きを簡素化
オンライン申請	共済手帳申込などの数種類の手続きのみオンライン申請が可能	すべての手続きについて、オンライン申請が可能（手帳等の添付書類については、郵送による提出が必要）

※新規工事は10月3日～(CCUS連携は10月14日～)、現在運用中の工事は12月末から新システムで利用可能

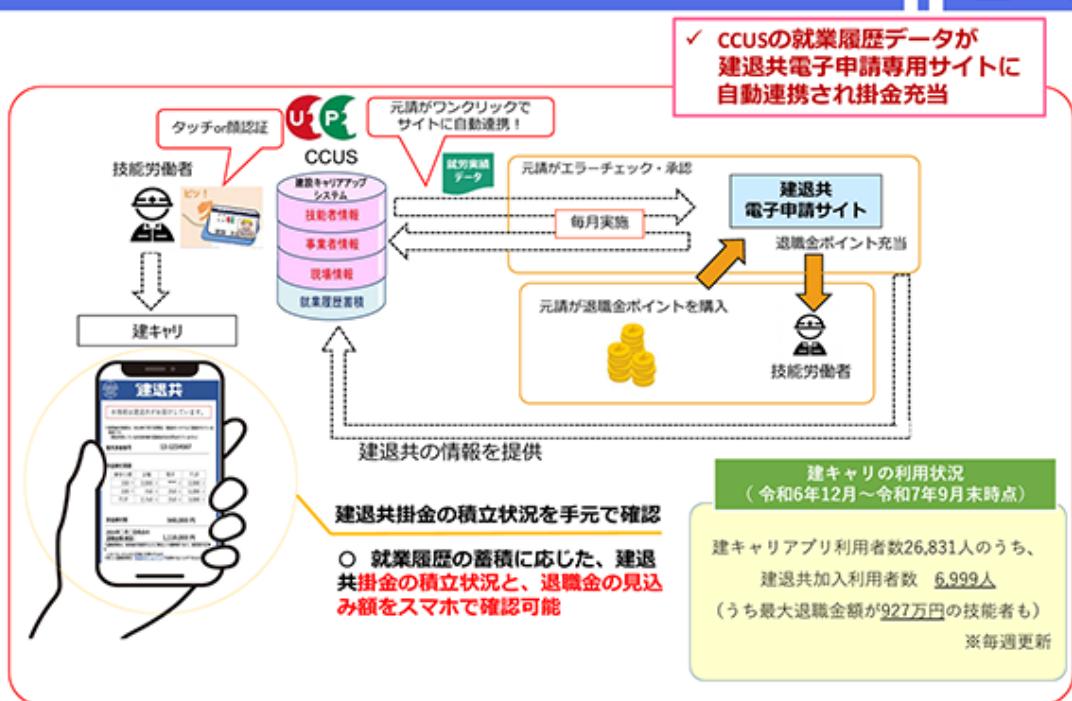
退職金ポイント還元キャンペーンについて

- 電子申請専用サイトリニューアルに伴い令和7年10月1日～令和8年3月31日までの期間で実施
- 期間中に退職金ポイントを購入した共済契約者に対し、購入した退職金ポイントの2%（CCUS連携工事の場合は5%）をポイント還元。令和8年4月以降に還元予定。

15

2 電子申請専用サイトとccusとの連携イメージ

建退共



16

(6) 国の直轄工事の入札に係る運用の見直しについて

入札後、開札前に親子関係が形成された入札参加者の取り扱いについて 国土交通省

《改正概要》

競争参加資格である、入札参加者間に親子関係※1がない旨の要件充足が必要な時点について、「開札時」については不要とする※2。

※1 本資料中、「親子関係」は「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」

(平成27年3月6日付け、国地契第91号)記2.に掲げる基準(資本関係及び人的関係等)をいう。

※2 国交省直轄工事につき「一般競争入札方式の手続について」(令和5年12月27日付け、国会公契第22号等)等に規定。



《改正理由》

- ❖ 近年、建設企業等における経営統合等の事例が生じている。
- ❖ 建設企業等の経営統合は自由であり、阻害することは好ましくない。一方で、現行制度では入札から開札までに親子関係が形成されると、両者とも入れが無効になるため、自由な経営統合を阻害することに繋がりかねない。
- ❖ そもそも、入札から開札までの間は、会計法上、入札書の変更等が出来ないため、入札から開札までの間に経営統合すること自体は、談合と違い、入札の公平性を損なわない。

《留意事項》

- ❖ 親子関係の形成については、引き続き、速やかな届出を求めるとともに、競争参加資格確認時等に確認。
- ❖ 万一、談合発生時には、公取や警察への通報を含め、通常と同様に対応。

17

審議会の最後、楠田不動産・建設経済局長より、「今月 12 日にいよいよ法施行となる。建設業にとって大きな転機になったというような評価を頂けるよう、サプライチェーン全体で取り組んでいくことが重要だ」と述べられ、審議会は終了となりました。

※記事内の画像は国土交通省 HP に掲載の配布資料

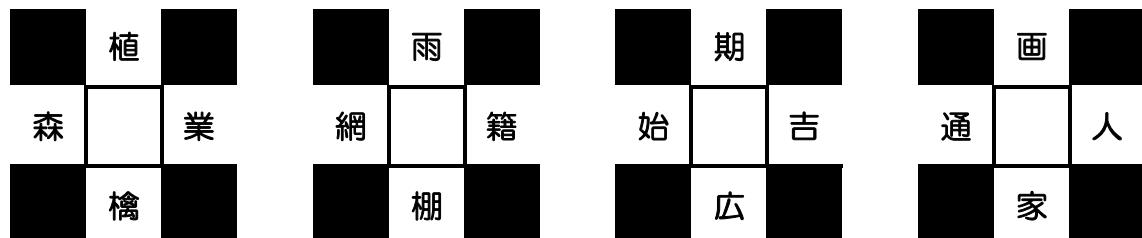
(https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/tochi_fudousan_kensetsugyo13_sg_000001_00070.html) より引用



仕事の手を休め、リフレッシュしては・・・(第 129 号)

◆国語の問題

問題 1 次の□に漢字を一文字入れて熟語を完成しなさい。



◆算数の問題

問題 1 次の数字は規則性を持って並んでいます。□に入る数字を求めなさい。

イ) 1, 2, 4, 7, 16, □

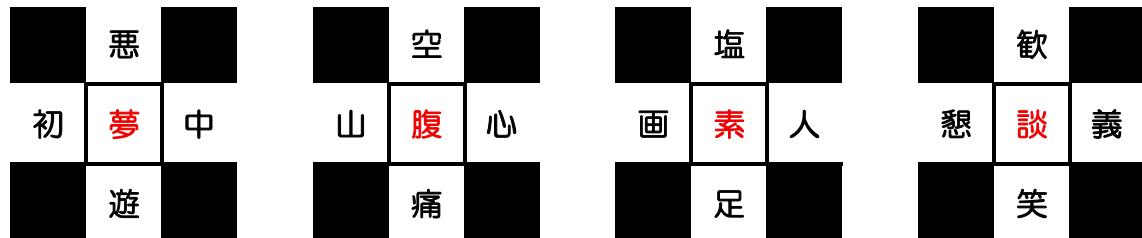
ロ) 1, 2, 3, 5, 8, 13, □, 24

ハ) 2, 3, 5, 8, 12, 17, □

第 128 号の解答

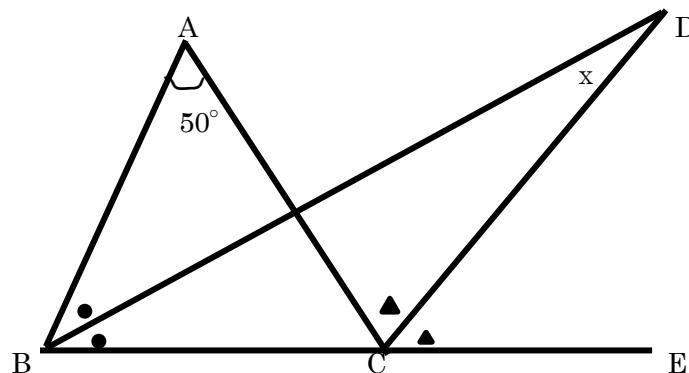
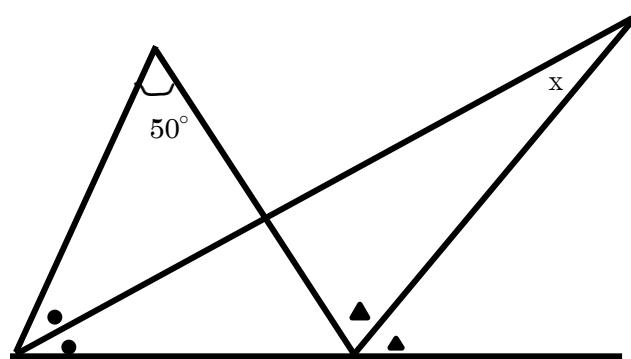
◆国語の問題

問題 1 次の□に漢字を一文字入れて熟語を完成しなさい。



◆算数の問題

問題 1 次の図形の X の角度を求めなさい。



三角形 ABC の外角より
角 CAB + 角 ABC = 角 ACE
つまり
 $50 + 2\bullet = 2\Delta$ (約分する)
 $25 + \bullet = \Delta$
三角形 DBC の外角より
角 CDB + 角 DBC = 角 DCE
つまり
 $\Delta + \bullet = \Delta$
 $\Delta + \bullet = 25 + \bullet$
 $\Delta = 25$

答え
 $X = 25^\circ$